

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

ページ

○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出

(社会福祉課) 一

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

(障害福祉課) 二

○地域森林計画案の関係書類の縦覧

(林業振興課) 二

○地域森林計画変更案の関係書類の縦覧

(同) 二

○保安林の指定の解除の予定

(森林整備課) 二

○道路の区域変更

(道路課) 三

○道路の供用開始

(同) 三

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

(防災砂防課) 三

○土砂災害警戒区域の指定

(同) 五

○証紙売りさばき機関の指定

(会計課) 五

### 公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課) 五

### 雑 報

○土地区画整理事業に基づく書類の送付に代わる公告(二件)

五

### 正 誤

○宮城県公報第三〇〇三号(平成三十年十月二十三日付け)中

七

## 告 示

○宮城県告示第九百七十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法

律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

平成三十年十一月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
せんだんの杜のう地域福祉センター 通所介護事業所	石巻市桃生町中津山字八木一五七-1	社会福祉法人東北福祉会	通所介護 介護予防通所介護	平成三十年三月三十一日

○宮城県告示第九百七十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。  
平成三十年十一月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
〇四五〇七〇〇四〇六	みいんななかよし もりせきのした 名取市杜せきのした 五丁目三十一番四号 1D棟	児童発達支援	株式会社みい んななかよし	平成三十年十一月一日

○宮城県告示第九百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により宮城北部地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。  
なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成三十年十一月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 森林計画区の名

宮城北部森林計画区

二 縦覧場所及び意見書を受け付ける場所

宮城県庁（農林水産部林業振興課）、宮城県仙台台地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所（栗原地域事務所を含む）、宮城県東部地方振興事務所（登米地域事務所を含む）及び宮城県気仙沼地方振興事務所

三 縦覧期間

平成三十年十一月二日から平成三十年十二月三日まで

○宮城県告示第九百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮城南部地域森林計画を變更したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。  
なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成三十年十一月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 森林計画区の名

宮城南部森林計画区

二 縦覧場所及び意見書を受け付ける場所

宮城県庁（農林水産部林業振興課）、宮城県大河原地方振興事務所及び宮城県仙台台地方振興事務所

三 縦覧期間

平成三十年十一月二日から平成三十年十二月三日まで

○宮城県告示第九百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年十一月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

亘理郡山元町高瀬字浜砂一の九・一の一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除予定保安林の所在場所

- 2 互理郡山元町高瀬字浜砂一の九・一の一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）  
保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年十一月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
本吉郡南三陸町志津川字廻館一〇〇番二〇地先から	同郡同町志津川字御前下五九番一地先まで	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	後	一〇・五 五〇・四	一〇・一 五〇・一
後	前	一〇・五 五〇・四	一〇・一 五〇・一

○宮城県告示第九百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年十一月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	本吉郡南三陸町志津川字廻館一〇〇番二〇地先から同郡同町志津川字御前下五九番一地先まで	平成三十年十一月五日

○宮城県告示第九百八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成三十年十一月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要なる事項	縦覧場所
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	宮城県松島町幡谷字鹿渡（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県気仙沼土木事務所
急傾斜地の崩壊	宮城県松島町根廻字矢倉場（次の図のとおり）		
急傾斜地の崩壊	宮城県松島町根廻字蒜沢（次の図のとおり）		
急傾斜地の崩壊	宮城県松島町根廻字板ヶ沢（次の図のとおり）		
急傾斜地の崩壊	宮城県松島町根廻字山王前（次の図のとおり）		
急傾斜地の崩壊	宮城県松島町根廻字桐田（次の図のとおり）		
急傾斜地の崩壊	宮城県松島町手樽字銭神（次の図のとおり）		
急傾斜地の崩壊	宮城県松島町手樽字銭神（次の図のとおり）		
急傾斜地の崩壊	宮城県松島町根廻字堂ノ前（次の図のとおり）		
急傾斜地の崩壊	宮城県松島町松島字霞ヶ浦（次の図のとおり）		

2	石田沢二の	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町高城字石田沢二(次の図のとおり)
1	石田沢二の	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町高城字石田沢二(次の図のとおり)
	城内の5	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町高城字白坂(次の図のとおり)
	城内の4	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町高城字居網一(次の図のとおり)
	城内の2	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町高城字明神三(次の図のとおり)
	柿ノ木の3	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町高城字柿ノ木(次の図のとおり)
	柿ノ木の2	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町高城字柿ノ木(次の図のとおり)
	小森一の2	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町高城字小森一(次の図のとおり)
	愛宕一の2	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町高城字愛宕一(次の図のとおり)
	反町一の2	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町高城字反町一(次の図のとおり)
	反町一の1	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町高城字反町一(次の図のとおり)
	萱刈	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町根廻字萱刈(次の図のとおり)
	桐田の4	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町根廻字桐田(次の図のとおり)
	桐田の2	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町根廻字桐田(次の図のとおり)
	前沢	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町根廻字前沢(次の図のとおり)
	自田沢	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町根廻字自田沢(次の図のとおり)
	前沢上	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町根廻字前沢上(次の図のとおり)
	志戸内	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町初原字志戸内(次の図のとおり)
	城内	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町高城字夏井(次の図のとおり)
	愛宕	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町高城字愛宕三(次の図のとおり)

白坂	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町高城字白坂(次の図のとおり)
居網二の2	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町高城字居網二(次の図のとおり)
紫原	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町桜渡戸字紫原(次の図のとおり)
長山	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町根廻字長山(次の図のとおり)
桜岡入	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町松島字桜岡入(次の図のとおり)
三十刈の1	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町松島字霞ヶ浦(次の図のとおり)
犬田の3	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町松島字犬田(次の図のとおり)
葉山沢	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町松島字葉山沢(次の図のとおり)
蒲ヶ沢	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町桜渡戸字蒲ヶ沢(次の図のとおり)
檀山	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町桜渡戸字檀山(次の図のとおり)
麦田の2	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町桜渡戸字麦田(次の図のとおり)
麦田の1	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町桜渡戸字麦田(次の図のとおり)
真言	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町桜渡戸字真言(次の図のとおり)
夏井の3	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町高城字夏井(次の図のとおり)
小森一の3	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町高城字小森一(次の図のとおり)
愛宕一の1	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町高城字愛宕一(次の図のとおり)
牛木	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町手樽字牛木(次の図のとおり)
桐田の5	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町根廻字桐田(次の図のとおり)
夏井の2	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町高城字夏井(次の図のとおり)
夏井の1	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町高城字夏井(次の図のとおり)

居網一	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町高城字居網一(次の図のとおり)
愛宕三	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町高城字愛宕三(次の図のとおり)
脇沢の1	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町手樽字脇沢(次の図のとおり)
脇沢の2	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町手樽字脇沢(次の図のとおり)
脇沢の3	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町手樽字脇沢(次の図のとおり)
蛇島	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町手樽字蛇島(次の図のとおり)

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第九百八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成三十年十一月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
堂ノ前沢	土石流	宮城県松島町根廻字堂ノ前(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
鶴沢	土石流	宮城県松島町根廻字鶴沢(次の図のとおり)	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第九百八十七号

証紙条例(昭和三十九年宮城県条例第二十二号)第五条第一項第一号の規定により、証紙売りさばき機関として次のとおり指定した。

平成三十年十一月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

売りさばき機関 宮城県北部地方振興事務所	売りさばき場所 大崎市古川旭四丁目一番一 大崎合同庁舎二階北部地方振興事務所県民サービ スセンター1内	指定年月日 平成三十年十一月一日
-------------------------	--	---------------------

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年十一月二日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
東松島市大曲字塚堀百七十八番一、百七十八番三、百七十九番一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割四百二十六番地  
株式会社 葉玉堂

雑 報

○女川町長から、公報登載の依頼があった。

平成三十年十一月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻広域都市計画事業女川町被災市街地復興土地区画整理事業において、次の者に対する仮換地指定取消通知は、送付すべき場所を確知することができないので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三百三十三条第一項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を次のとおり公告する。

平成三十年十一月二日

- 石巻広域都市計画事業  
女川町被災市街地復興土地区画整理事業  
施行者 女川町  
女川町長 須 田 善 明
- 一 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神二十六番地

氏名 木村 せん

二 通知の内容

平成二十六年五月二十八日付中心指定五〇八十二で通知しました仮換地指定は、仮換地指定取消通知のとおり、取消します。

教示

1 この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に宮城県知事に審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十九条第二項に規定されています)。

2 この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に女川町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に女川町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、仮換地指定取消通知は掲載を省略し、それらを宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川百七十八番地KK一八街区一画地女川町役場において掲示する。

○女川町長から、公報掲載の依頼があった。

平成三十年十一月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻広域都市計画事業女川町被災市街地復興土地区画整理事業において、次の者に対する土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第九十八条第一項及び同条第五項の規定による仮換地指定通知、並びに同法第百条第一項の規定による使用収益停止通知は、送付すべき場所を確知することができますので、同法第百三十三条第一項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を次のとおり公告する。

平成三十年十一月二日

石巻広域都市計画事業

女川町被災市街地復興土地区画整理事業

施行者 女川町

女川町長 須 田 善 明

一 仮換地指定通知

1 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

(一) 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神四十七番地 氏名 木村 幸左エ門

(二) 住所 宮城県仙台市川内川前丁四十七番地 氏名 鈴木 栄 相続人 鈴木 すげよ

(三) 住所 宮城県牡鹿郡女川町小乗浜字小乗十九番地の三 氏名 永沼 金一郎

(四) 住所 宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原二百三十五番地 氏名 女川村女川

(五) 住所 宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川二百六十六番地の二 氏名 女川村女川

2 通知の内容

土地区画整理法第九十八条第一項及び第五項の規定により、仮換地指定通知のとおり、仮換地の指定の通知をします。

二 使用収益停止通知

1 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

(一) 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神十四番地 氏名 木村 六三郎

(二) 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神二十四番地 氏名 木村 喜三郎

(三) 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神二十五番地 氏名 木村 寅吉

(四) 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神二十六番地 氏名 木村 せん

(五) 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神二十七番地 氏名 木村 八十八

(六) 住所 宮城県石巻市中里一丁目十四番地の五 氏名 荒川 源次郎

(七) 住所 宮城県仙台市元寺小路五十六番地 氏名 大和田 義平

(八) 住所 宮城県牡鹿郡女川町小乗浜字小乗十三番地の一

氏名 無限責任鷺神浜小乗浜漁業協同組合

2 通知の内容

土地区画整理法第百条第一項の規定により、女川町被災市街地復興土地区画整理事業において定められた、従前の土地図のとおり、使用収益停止の通知をします。

教示

1 この通知に係る処分については不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に宮城県知事に審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十九条第二項に規定されています)。

2 この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に女川町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に女川町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、仮換地指定通知、及び従前の土地図は掲載を省略し、それらを宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川百七十八番地KK-八街区一画地女川町役場において掲示する。

正 誤

○宮城県公報第三〇〇三号(平成三十年十月二十三日付け)中

正

ページ 四 段 行 一三  
古物営業法 第6条第1項の規定により、古物営業の許可を取り消したので通知する。

誤

古物営業法 第6条第1項の規定により、古物営業の許可を取り消したので通知する。